

荒川区創業支援施設

「イデタチ東京」

入居者募集要項

【募集期間】 令和7年8月21日（木）～令和7年10月15日（水）まで

令和7年8月

荒川区

荒川区では、ファッション関連産業分野において、果敢にチャレンジする創業間もない中小企業または創業を予定する方の事業展開を支援するため、日暮里繊維街にファッションビジネスの起業支援拠点「イデタチ東京」を令和3年2月に開設しました。

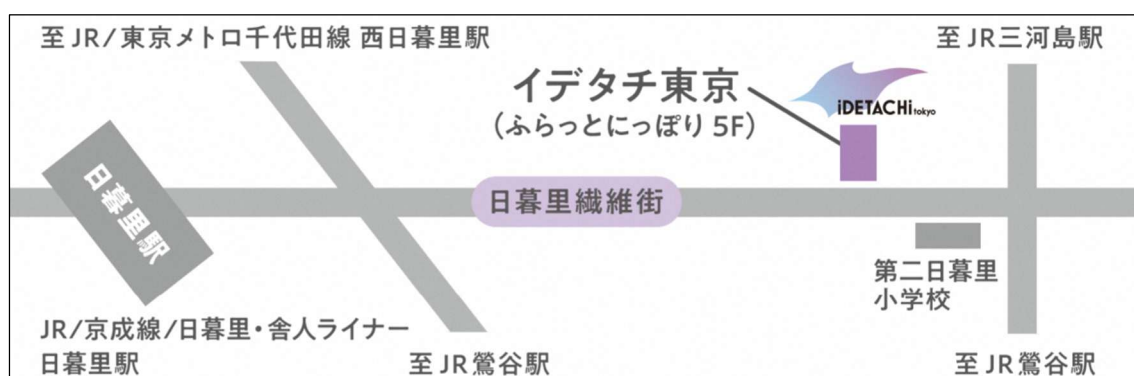
オフィススペースを24時間・365日活用でき、継続的に成長可能なビジネスを行えるよう、インキュベーションマネージャーによる経営支援や起業経験者・専門家によるメンタリング、コーディネータによる交流支援等で入居者をバックアップしています。

今年度、「イデタチ東京」では次世代のファッションビジネスを創出する熱意とポテンシャルに溢れた入居者を新たに募集します。詳しい応募資格等条件については、下記をご一読の上、期日までにお申込みください。

1 施設の概要

(1) 施設所在地

東京都荒川区東日暮里六丁目17番6号「ふらっとにつぼり」5階一部



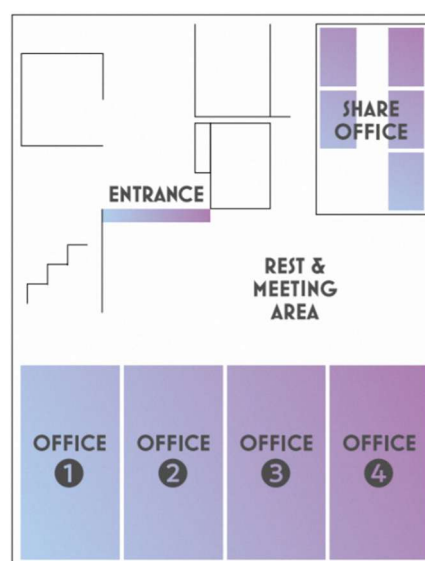
交通アクセス

JR 山手線・京浜東北線・常磐線、京成本線・成田スカイアクセス線、日暮里・舎人ライナー各「日暮里」駅徒歩8分

(2) 募集オフィス

個室オフィス1室 約22㎡

シェアオフィス2席 約3㎡



2 応募資格等

当施設への入居資格は、次の要件の全てに該当する個人または中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう）になります。

※この要項で、創業とは、法人の設立、個人事業の開業を意味します。

- (1) 区内で創業予定もしくは創業5年未満（入居日時点）の個人または設立5年未満（入居日時点）の中小企業であって、次の「3 使用条件等」を遵守できること。
- (2) ファッション関連及びその周辺産業の事業を行うこと（衣服、装身具等の企画、デザイン、製造、販売、またはそれらの周辺業務）。
- (3) 荒川区内産業や地域の活性化に寄与すると認められる事業を行うこと。
- (4) 施設の使用期間終了後、荒川区内において引き続き事業を行おうとする意思を有すること。
- (5) 個人または法人にかかる住民税を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員ではないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (7) 外国人においては、出入国管理及び難民認定法「別表第2」に該当する、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者であること。

※別途、在留カードのほか、就労資格証明書の提示が必要となります。

3 使用条件等

- (1) 主に事務所またはアトリエとして使用すること。

※不特定多数の来場者が見込まれる教室や講座等の会場、生活の場、倉庫などには使用できません。

- (2) 入居後速やかに、法人においては当施設を本社とする法人登記を、個人事業主においては当施設を事業所とする届出を行うこと。（届出後、履歴事項全部証明書または個人事業の開業・廃業届出書（既に開業済みの方は、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」又は当施設を住所地欄に記載した確定申告書）の写しを提出すること）。
- (3) インキュベーションマネージャーの指導を月2回以上受けること。
- (4) イデタチ東京の施設及び支援を積極的に利用すること。
- (5) 荒川区およびイデタチ東京主催の事業（セミナー、イベント等）に積極的に参加すること。
- (6) 入居者同士および日暮里繊維街、区内中小企業者等との交流を積極的に行うこと。
- (7) 振動や音、異臭の発生などにより、他の入居者や近隣住民に迷惑をかけないこと。
- (8) 年1回以上、荒川区に事業実績報告書を提出すること。
- (9) ふらっとにつぼりは、震災時の避難所に指定されており、利用制限がされた場合協力すること。また、ふらっとにつぼりの防災訓練へ率先して参加すること。

4 退去条件

以下の事由に該当した場合は、勧告を行い、3か月間経過を見た上で審査し、退去を決定します。

- (1) 施設や設備を無断転貸・私物化したとき。
- (2) 事業実績報告書を提出しない、また著しく内容に不備があるとき。
- (3) 事業内容に問題があり、自立の見込みがたたず、指導があっても改善が見られないとき。
- (4) 施設運営やイベント・セミナー等への参加・協力が見られないとき。
- (5) 施設の利用頻度が低い場合（週3日以上の利用を入居の原則とします）。

5 オフィス等使用承認の取消条件

荒川区立日暮里地域活性化施設条例に基づき、下記の事由に該当する場合はオフィス等の使用承認を取消します。

- (1) 不正の行為によってオフィス等の使用の承認を受けたことが判明したとき。
- (2) 正当な理由がなくオフィス等の使用料を3か月以上滞納したとき。
- (3) オフィス等を故意に毀損したとき。
- (4) 創業が困難であると認められるとき又は創業に係る事業の成績が著しく悪化していると認められるとき。
- (5) この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき又は区長の指示に従わなかったとき。
- (6) 前各号のほか、区長がオフィス等の管理上必要があると認めるとき。

6 使用期間

入居日から令和9年1月31日（日）まで。ただし、区長が必要と認めたときは、1年の使用期間を2回まで延長することができます。（最長3年間）

※入居日は、令和8年2月2日（月）から3月31日（火）の間（土日祝を除く）から希望日を選択し、オフィス等使用申請書（別記第5号様式）の「使用する期間」に、希望する入居日を記入してください。

※入居日から使用料が発生します。

7 使用料

(1) 使用料・共益費・保証金

	使用料（月額・共益費込）	保証金
個室オフィス	50,000円	150,000円
シェアオフィス	10,000円	30,000円

※保証金は、オフィス返還後、無利子で返還します。ただし、未納の使用料等があるときは、保証金から控除して返還します。

(2) その他の費用負担

個室オフィス	自己負担 (電気使用料、電話通信費、清掃およびごみ処理費)
シェアオフィス	管理費 月額 3,000円 (電気使用料、清掃およびごみ処理費) ※管理費は電気料金の高騰等により変更する可能性があります。

※シェアオフィスには電話回線はありません。

8 設備

(1) 個室オフィス

- ・机、椅子、ロッカー等の必要備品は各自で用意してください。
- ・電源コンセントは10口（2口×5箇所）あります（電気容量：各オフィス40A（1口20A）、100V）。
- ・電話回線（アナログ回線）・テレビ端子（電話回線、地上デジタルテレビ以外のチャンネルは、各自契約の上、ご利用ください）
- ・空調は個別空調です。
- ・部屋ごとに機械警備が入ります。

(2) シェアオフィス

- ・個室オフィス内に設置する5席のうち1席を利用いただきます（座席固定）。
- ・5席それぞれに机（幅約120cm、奥行き約70cm）、袖机、椅子、ロッカー（幅約45cm、奥行き約50cm、高さ約180cm）が付随します。
- ・電源コンセントは各席毎に2口あります（電気容量：部屋全体で40A（1口20A）、100V）。
- ・電話回線・テレビ端子はありません。
- ・空調は5席共用で利用いただきます。
- ・シェアオフィス出入口に機械警備が入ります。

- ・携帯電話での通話および音の出る機器は、他の入居者・利用者に迷惑のかからない範囲でご使用ください。

(3) 共有設備等

- ・イデタチ東京内の休憩・打ち合わせコーナーや Wi-Fi を無料で利用できます。
- ・イデタチ東京内にコピー機が 1 台あります（有料）。
- ・メールボックス（建物 1 階外）、宅配ロッカー（イデタチ東京出入口付近）が利用できます。
- ・清涼飲料水自動販売機が建物 1・3 階にあります。
- ・株式会社ベビーロックが運営する「ベビーロック・スタジオ日暮里」（創作スペース・工房 ※概要下記）を特別割引（通常の 30% オフ）で利用できます（建物 2 階および 5 階）。
- ・建物 3 階ホワイエで、創業者および創業を目指す方向けのコワーキングスペース「ツムギバ」を週 5 日開設しています。会員登録により、イベント参加、プロフィールボードの利用、配架してある起業やファッション関連産業に関する書籍や雑誌の閲覧ができます（火・木曜はコーディネータ不在のため、会員サービス利用、書籍閲覧は不可）。
- ・建物 3 階の多目的スペースでイベント等の開催が可能です（有料）。

(4) その他

- ・24 時間 365 日利用できます。ただし、設備点検等で利用が制限される場合があります。
- ・事務所内での火気の使用は原則できません。
- ・施設（オフィス内含む）および敷地内は禁煙です。

【創作スペース・工房（ベビーロック運営）概要】

2 階 創作スペース (A)45.55 m² (B)23.81 m²

5 階 工房 56.07 m²

(1) 提供サービス

- ・ものづくりワークショップの開催（特別割引適用なし）
- ・家庭用・職業用ミシン（直線ミシン、ロックミシン等）を設置したスペース内でのレンタルミシンサービス・使い方のアドバイス等
- ・工業用ミシン・デジタル加工機を設置した工房（会員制）
- ・加工・製作代行サービス

(2) 設置機器

- ・ロックミシン、カバーステッチミシン、ハンドステッチミシン、職業用直線縫いミシン
- ・シリンダーベットミシン

- ・皮漉き機
- ・デジタル刺しゅう機、刺しゅう PRO ソフト
- ・スクリーン製版機
- ・UV プリンター
- ・レーザーカッター
- ・型紙専用カッティングプロッター、アパレル CAD ソフト

9 主な支援サービス

(1) インキュベーションマネージャーによる起業・経営支援

ファッション業界やコンテンツ業界のクリエイター支援実績および、自身も起業経験のあるインキュベーションマネージャーが在籍。月2回の面談で起業や経営の支援、アドバイスを受けられます。

※インキュベーションマネージャーは、原則週2日 午前10時～午後5時常駐。

(2) メンター陣による実践的なアドバイス

ファッションブランド運営、流通、コピーライティング、ファッションロー、税務などさまざまな得意分野をもつプロフェッショナルから、月2回までメンタリングを受けられます。実践的なアドバイスにより、起業・経営を前進。幅広い視点を得られます。

(3) 入居者同士の交流

コーディネータが在籍し、入居者同士が情報交換できる場を設け、ファッションビジネスで成長をめざす仲間と、刺激を受け合い、助け合うコミュニティを形成。起業家のメンタルに寄り添います。

(4) 荒川区ほかの手厚い支援

必要に応じて荒川区の制度融資・各種補助金、各種専門家からのアドバイスが受けられます。また、施設使用終了後も区内に事務所等を構えると賃料の一部が補助される制度（上限月額5万円・3年間）や、施設併設のモノづくり工房「ベビーロック・スタジオ日暮里」を特別割引で利用できます。（令和7年8月現在の支援内容になります）

10 入居審査等スケジュール（予定）

期 日	内 容
令和7年 10月下旬	一次審査（書類審査）
11月上旬	一次審査結果の通知

11 月下旬	二次審査（面接審査）
12 月上旬	審査結果（合否）の通知
令和 8 年 2 月 2 日 ～ 3 月 31 日	入居 ※入居日はこの期間内（土日祝を除く）のご希望の日から

※審査に関するお問合せには一切お答えできませんので、ご了承ください。なお、入居申込書、添付資料等の内容に虚偽又は重大な誤り等があった場合、入居決定を取り消す場合があります。

11 申込方法等

(1) 入居申込書の配布

令和 7 年 8 月 21 日（木）より、下記イデタチ東京のホームページからダウンロードできます。

・URL <https://idetachi.com>

※荒川区役所（6 階）産業経済部経営支援課でも配架いたします。

(2) 申込方法

荒川区が定める次の「12 提出書類」を添えて、電子メールまたは郵送により提出してください。

なお、持参、FAX による申込みは受付できません。また、提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

(3) 申込先

【電子メール】apply@idetachi.com

「イデタチ東京」運営事務局 宛

【郵送】〒116-0014 東京都荒川区東日暮里 6-17-6 ふらっとにつぼり 5 階

「イデタチ東京」運営事務局 宛

(4) 応募書類受付期間

令和 7 年 8 月 21 日（木）から令和 7 年 10 月 15 日（水）まで

※郵送受付は受付期間内必着です。

※応募を受理しましたら、メールを個別に送信します。送信には時間がかかる場合があ

りますが、(土日祝を除き)5 日間以上連絡がない場合はご連絡ください。

12 提出書類

(1) オフィス等使用申請書 (別記第 5 号様式)

(2) 事業計画書 (申請書の別添)

※事業概要、事業計画等について、さらに詳しい説明をするための資料や商品概要 (カタログ・写真等) を別紙で添付してもかまいません (返却はいたしませんのでご了承ください)。

(3) 添付書類 (①～④) ※外国人の方のみ⑤を追加

添付書類	法人	個人 (創業済)	個人 (未創業)
①	履歴事項全部証明書	開業届出書	住民票 (※)
②	直近の納税証明書 (法人住民税及び事業税)	直近の住民税の納税証明書	直近の住民税の納税証明書
③	直近の決算書	直近の確定申告書	不要
④	商品・サービス等の概要が分かる資料、カタログ、写真等	商品・サービス等の概要が分かる資料、カタログ、写真等	商品・サービス等の概要が分かる資料、カタログ、写真等
⑤	在留カード 就労資格証明書	在留カード 就労資格証明書	在留カード 就労資格証明書

※①個人 (未創業) の住民票

日本国籍 = 「本籍」「続柄」の記載は不要です。

外国籍 = 「続柄」「国籍・地域」「在留カード・特別永住者証明番号」「通称の記載および削除に関する事項 (履歴)」の記載は不要です。また、マイナンバー (個人番号) は記載しないでください。

13 申込にあたっての注意事項

(1) 申込にあたっては、募集要項およびホームページをよくお読みください。

(2) オフィス等使用申請書 (別記第 5 号様式) の「使用する期間」には、令和 8 年 2 月 2 日 (月) から 3 月 31 日 (火) の間 (土日祝を除く) の希望する入居日を記入してください。

(3) オフィス等使用申請書 (別記第 5 号様式)、事業計画書は全て記入してください。なお、提出書類に不備がある場合、受理できないことがあります。

14 個人情報の取扱い

- (1) 申込書類については、荒川区個人情報保護条例に基づき適正に取扱います。
- (2) 入居決定者の申込書については、入居後の指導にも使用いたします。
- (3) 入居できない場合の申込書は審査終了後破棄いたします。

15 荒川区立日暮里地域活性化施設（ふらっとにっぽり）の概要

外観写真



施設名称	荒川区立日暮里地域活性化施設	
愛称名	ふらっとにっぽり	
所在地	荒川区東日暮里六丁目17番6号	
階数	地上5階	
構造	鉄骨造	
敷地面積	723.65 m ²	
延床面積	2019.39 m ²	
フロア構成	1階	おもてなしスペース（休憩所）、総合案内（コンシェルジュ）
	2階	創作スペース（ベビーロック運営）、管理事務室
	3階	ホワイエ（コワーキングスペースを週5日開設）、多目的スペース
	5階	工房（ベビーロック運営）、創業支援施設「イデタチ東京」

※1階に区民事務所を併設

※4階は倉庫等区施設のため、一般の方は立入不可

16 お問い合わせ先

- (1) イデタチ東京、募集要項・申込受付に関するお問い合わせ

「イデタチ東京」運営事務局

【電子メール】 info@idetachi.com

- (2) 日暮里地域活性化施設・事業全般に関するお問い合わせ

荒川区役所 産業経済部 経営支援課 産業活性化係

担当 森下、島

【電話】 03 (3802) 4807 (直通)

【電子メール】 sogyoitshien@city.arakawa.lg.jp